

# 建設発生土管理基準

令和4年4月1日改正

千葉県

# 建設発生土管理基準

## 第1章 総則

### 1 目的

この基準は、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」（平成10年1月1日施行。以下「県条例」という。）の趣旨を尊重し、公共工事において発生する建設発生土を埋立て等の用に供するに際しての管理方法等を定め、建設発生土の適正な利用の推進を図ることを目的とする。

### 2 用語の定義

この基準における用語の意義は次のとおりとする。

#### (1) 公共工事

千葉県が事業主体となって施行する工事をいう。

#### (2) 建設発生土

建設工事に伴い発生する土砂等をいう。

#### (3) 土砂等の埋立て等

土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積を行う行為をいう。（土地への埋立て等であり、公有水面への埋立ては除外する。）

#### (4) 特定事業

同一事業区域以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であつて、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000平方メートル以上であるものをいう。

#### (5) 同一事業区域

宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあつては、当該事業を行う区域をいう。

#### (6) 工事間利用等

建設発生土を利用する次のものをいう。

①他の公共工事での利用

②公共工事を利用するために一時的な仮置場やストックヤード等へのたい積

③再利用のための土質改良プラントへのたい積

④公共工事で行う民有地等への埋立て

#### (7) 土砂等の安全基準

別表第1に定める「埋立て等に使用される土砂等の安全基準」をいう。

### 3 県条例の趣旨等

#### (1) 県条例の骨子

県条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全を確保し、もって県民の生活環境を保全することを目的とするものであり、その骨子は次のとおりである。

- ①事業者は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有し、その事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、土砂等の有効利用に努める。
- ②土砂等の埋立て等に使用する土砂等の安全基準の設定
- ③安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等
- ④一定規模以上の事業区域における土砂等の埋立て等の事業の許可制の導入
- ⑤一定規模以上の事業区域における表土が安全基準に適合しない場合は土砂等の埋立て等の禁止
- ⑥土砂等の埋立て等の事業完了区域における土砂等のたい積の構造について構造上の基準を制定
- ⑦県条例第30条第2項の適用除外の告示を受けた市町村については県条例の適用除外
- ⑧特定事業に係る土地所有者の責務の強化

## (2) 県条例の適用対象等

### ①県条例の適用対象等

県条例は、同一事業区域以外から搬入した土砂等により、土砂等の埋立て等を行う行為に適用するものである。

### ②許可を要する事業

土砂等の埋立て等を行う区域の面積が3,000平方メートル以上の事業は、知事の許可が必要である。また、特定事業区域への土砂等の搬入は、知事への届け出が必要である。

## (3) 公共工事の取扱い

県条例における公共工事の取扱いは、次のとおりである。

- ①公共工事を実施するにあたっては、特定事業に係る知事の許可は不要である。
- ②建設発生土を特定事業区域へ搬出する場合は、安全基準に適合していることについて事前に知事の承認を受けたものであるときは、安全基準に適合していることを証する地質分析（濃度）結果証明の添付は省略できる。

## 4 管理基準の適用範囲

この基準は、県条例における次のものに適用することとし、県条例適用除外市町村にいう「特定事業等」或いは市町村条例にいう「小規模埋立て等」に該当する場合は、条例等により適正に処理しなければならない。

- (1) 工事間利用等又は埋立て等を行う建設発生土の管理
- (2) 公共工事以外から搬入される土砂等の管理

## 5 発注者の責務

公共工事の発注者は、次の事項についてその責務を負うものとする。

- (1) 建設発生土の利用にあたり、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずる。
- (2) 工事請負者に対し県条例及び本基準の趣旨を周知徹底させ、建設発生土の適正な管理を指導する。

(3) 建設発生土の管理状況に関する書類は、様式—2「建設発生土の管理調書」に内容を記載のうえ、所属長の承認を得て、関係書類とともに工事完了の日から3年間保存する。

## 第2章 安全基準

### 1 土砂等の安全基準等

#### (1) 土砂等の安全基準

①建設発生土の工事間利用等又は埋立て等を行う場合、或いは公共工事以外から搬入する土砂等により埋立て等を行う場合は、当該建設発生土等が別表第1に定める「埋立て等に使用される土砂等の安全基準」に適合していなければならない。

②別表1の備考2が適用できる条件は以下のいずれにも該当する場合であり、県が実施する公共工事以外は対象とならない。

- ・土砂等の搬入先が公共事業を行う者の管理する施設であること。
- ・公共事業の発注前に、搬入しようとする土砂等及び搬入先の表土の地質分析並びに搬入先の地下水の水質検査を実施すること。
- ・搬入する土砂等により、工事完了後においても地下水が汚染されない工法で土砂等の埋立て等を行うこと。
- ・観測井等の地下水の水質検査ができる施設を有していること。
- ・土砂等の埋立て等の場所を特定できる様式—4の「建設発生土の管理台帳」を作成し、保存すること。

#### (2) 不適正な建設発生土による埋立て等の禁止

土砂等の安全基準に適合しない建設発生土等は、他の場所への搬出や工事間利用を行ってはならない。

#### (3) 特定事業区域の表土の安全確認

特定事業区域の表土が安全基準に適合しない場合は、土砂等の搬入を行ってはならない。

#### (4) 安全基準の適否の確認

安全基準の適否の確認は、様式—1に定める「汚染要因に関する調査票」及び様式—3に定める「地質分析」により行わなければならない。

### 2 汚染要因の確認調査及び地質分析の実施

地質分析及び確認調査は次により行うものとする。

(1) 5,000立方メートル以上の建設発生土を搬出する事業にあつては、年次計画にかかわらず搬出量が5,000立方メートルを超えるごとに地質分析を行うものとする。

(2) 5,000立方メートル未満の建設発生土の搬出については、様式—1に定める「汚染要因に関する調査票」により確認調査を行い、汚染された恐れがあると判断された場合は、地質分析を行うものとする。

### 3 汚染要因

次に掲げる汚染要因に該当する土地から生ずる建設発生土は、汚染された恐れがあると判定されるものであり、地質分析を行うものとする。

したがって、この要因に該当しないものは、土砂等の安全基準に適合しているものとし、事前に知事の承認を受けたものとして取り扱う。

- (1) 工場・事業場用地又は工場・事業場として使用された土地及び跡地（特に留意する業種は資料—1のとおり）
- (2) 上流に工場・事業場排水を有する河川等及び湖沼
- (3) 汚染された土砂等で盛土、埋立て等を実施した地域
- (4) 震災等による壊滅的被害を受けた地域
- (5) 薬品により土壌改良等の処理をした地域
- (6) 地表部に工場、廃棄物処理場等を有するトンネル部等
- (7) 自然的原因で安全基準を超えている可能性がある地域・地層
- (8) その他、臭気のある土壌その他、土壌、水質に異変が認められる地域

#### 4 地質分析

- (1) 試料の採取は別表第3に定める「試料の採取方法」により行うものとする。
- (2) 地質分析は別表第1に定める「埋立て等に使用される土砂等の安全基準」の項目、基準値、測定方法により行うものとする。
- (3) 分析は、計量法第122条第1項の規定に基づいて登録された計量士のうち、濃度に係る計量士の属する機関により行うものとし、地質分析（濃度）結果証明書は様式—3によるものとする。

#### 5 公共工事に建設発生土等を搬入する場合の扱い

- (1) 県条例及び市町村条例で定める特定事業区域に土砂等を搬入する場合
  - ①事前に特定事業区域の表土を、第2章第2項に定める「汚染要因に関する調査票」及び地質分析により安全基準の適否の確認を行うこと。
  - ②特定事業区域の表土が安全基準に適合しない場合は、土砂等の搬入はできない。この場合、この表土については、同一事業区域での利用又は置換え等、適正な処理が必要である。
- (2) 公共工事から建設発生土等を搬入する場合  
公共工事から土砂等を搬入する場合は、「汚染要因に関する調査票」又は「地質分析（濃度）結果証明書」の提出をもって搬入できる。
- (3) 公共工事以外から建設発生土等を搬入する場合。
  - ①法令等により許認可された土砂等を搬入する場合は、当該採取場が発行する土砂等売渡、売渡証明書の提出をもって搬入できる。
  - ②公共工事以外から土砂等を搬入する場合は、「地質分析（濃度）結果証明書」を提出させ、安全基準に適合しているものは搬入できる。
  - ③搬入された土砂等が安全基準に適合している旨を確認するため、盛土等完了した時点で別表第3の2の方法で採取した土砂等について、第2章第4項に定める「地質分析」を行う。

## 6 民有地への処理

建設発生土を民有地への埋め立て等に用いる場合は、周辺環境を調査し、近隣の農地や集落への影響のないよう方法によるものとする。

### (1) 民有地所有者及び民間事業者が埋立て等を行う場合

公共工事の発注者は、民有地所有者及び民間事業者が埋立て等を行う場合の面積を調査し、県条例及び県条例適用除外市町村条例にいう「特定事業」或いは市町村条例にいう「小規模埋立て等」に該当する場合は、条例等により適切に処理しなければならない。

その結果、いずれにも該当しない場合は、民有地の所有者と協議して、築造或いは管理方法等について承諾書を取り交わしておくこと。

### (2) 公共工事の発注者が所有者に代わって埋立て等を行う場合は、別表第2に定める「構造上の基準」により行うこと。

なお、当該埋立て等に建設発生土を搬入する場合の扱いは、前項5と同様とする。

## 7 汚染された建設発生土の扱い

地質分析の結果、建設発生土が土砂等の安全基準に適合しない場合は、他の場所への搬出や工事間利用等ができないものである。

したがって、この場合は同一事業区域内での利用、管理型施設での利用及び製品化への対応などの適正な処理が必要である。

## 8 その他

この基準に定めのない事項や、土砂等の安全基準を超える建設発生土の扱い等については、県土整備部技術管理課と協議するものとする。

## 汚 染 要 因 に 関 す る 調 査 票

適用範囲	① 5,000立方メートル未満の建設発生土を搬出する事業 ② 土砂等を搬入し表土の事前調査を要する事業			
調査区分	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	※当該口欄に△を記入	
事業年度	区分	公・単	事業名	
工事名				
工事箇所				
工期（予定）	令和 年 月 ～ 令和 年 月			
調査年月日	令和 年 月 日	調査員	職氏名	
	から		職氏名	
	令和 年 月 日		連絡先	
安全基準の確認方法	土砂等の安全基準の適否の確認は、次の方法で行う。 ① 汚染要因確認調査を実施する。 ② 調査の結果、下表に掲げる土地等に該当することが判明した場合は、必要に応じて地質分析を実施する。			
<b>汚 染 要 因 の 確 認 調 査 書</b>				
土壌の性状	形状	色	におい	
<b>次に掲げる環境を有する土地は、地質調査が必要である。</b>				
NO	土地環境	NO	土地環境	
①	<input type="checkbox"/> 工場・事業場用地又は工場・事業場として使用された土地及び跡地 業種分類	⑤	<input type="checkbox"/> 薬品により土壌改良等の処理をした地域 使用薬液	
	※ 市町村保管の土地課税台帳などを参考として調査する。		⑥	<input type="checkbox"/> 地表部に工場、廃棄物処理場等を有するトンネル部等
②	<input type="checkbox"/> 上流に工場・事業場排水を有する河川等及び湖沼 業種分類	⑦	<input type="checkbox"/> 自然的原因で安全基準を超えている可能性がある地域・地層	
	<input type="checkbox"/> 汚染された土砂等で盛土、埋立て等を実施した地域		⑧	<input type="checkbox"/> その他、臭気のある土壌その他土壌、水質に異変が認められる地域
③	<input type="checkbox"/> 震災等による壊滅的被害を受けた地域	調査結果の記載方法 土地環境に該当する項目の口欄に△印を記入及び業種分類欄には資料-1から選択記入		
④	● [建設発生土管理基準第2章第3項の汚染要因より] 本表に掲げる土地等に該当しないものは、土地等の安全基準に適合しているものとして事前に承認を受けたものとして取り扱う。			
土砂等の安全基準の判断区分	① 汚染要因の確認調査結果から当該土地環境項目に該当しないため、安全基準に適合している。 ② 汚染の恐れを有するため地質検査により判断した結果、別添地質分析（濃度）結果証明書のとおり安全基準に適合する。			
当該工事箇所の土砂等は、上記の土砂等の安全基準の判定区分_____により 安全基準に適合することを証する。				
所属名 _____ 所属長名 _____				

(注)本調査票は所属長までの決裁を必要とする。

## 建設発生土の管理調書（搬出用）

建設発生土搬出計画 作成者 職氏名 作成日 令和 年 月 日			
工事名			
発生土土砂量	$m^3$	うち搬出土砂量	$m^3$
搬出先工事名又は事業場等名	工事箇所又は所在地	搬出予定量 ( $m^3$ )	備考
施工実績（完成後作成） 作成者 職氏名 作成日 令和 年 月 日			
請負業者名			現場代理人
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
搬出先工事名又は事業場等名	工事箇所又は所在地	搬出土量 ( $m^3$ )	搬出機関名又は事業上等責任者

(注1) 本調書と共に保存するもの  
 1. 当該土砂の安全を証する調書  
     ① 汚染要因に関する調査票又は地質分析(濃度)結果証明書  
 (注2) 本調書は所属長までの決裁を必要とする。

● 本調書は、事務所内で一括ファイルし、工事完了の日から3年間保存する。



## 建設発生土の管理調書（搬入用）

建設発生土搬入計画			
		作成者 職氏名 作成日 令和 年 月 日	
事業年度		区分	公・単 事業名
工事名			
工事箇所			
事業面積	㎡	搬入土砂総量	m <sup>3</sup>
供給元工事名等	工事箇所又は所在地	搬入予定量 (m <sup>3</sup> )	土砂区分該当数字に○印
			1. 2. 3
			1. 2. 3
			1. 2. 3
土砂区分は、次のものから選択する。 1 公共工事から建設発生土を搬入するもの。 2 公共工事以外から建設発生土を搬入するもの。 3 法令等により許認可された採取土砂等を搬入するもの。			
施工実績（完成後作成）  作成者 職氏名 作成日 令和 年 月 日			
請負業者名		現場代理人	
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
供給元工事名又は ストックヤード等その他名	工事箇所又は所在地	搬入土量 (m <sup>3</sup> )	供給元機関名又は 施設等責任者

(注1) 本調書と共に保存するもの

- 1 土砂等を搬入し表土の事前調査を要する事業は、当該土地等の安全を証する調書 (3,000㎡以上及び市町村条例の適用を受ける事業区域)
  - ① 事業区域の汚染要因に関する調査票又は地質分析(濃度)結果証明書
- 2 供給元から提出された当該土砂の安全を証する調書
  - ① 汚染要因に関する調査票
  - ② 地質分析(濃度)結果証明書
  - ③ 法令等により許認可された当該採取場が発行する土砂等売渡、売渡証明書
- 3 完了後に搬入土砂等の安全確認を要する事業は、当該土砂等の安全を証する調書
  - ① 工事完了後の地質分析(濃度)結果証明書(上記1に示す事業区域)

(注2) 本調書は所属長までの決裁を必要とする。

- 本調書は、事務所内で一括ファイルし、工事完了の日から3年間保存する。

## 地質分析（濃度）結果証明書

年 月 日

様

発行番号  
 分析機関名  
 代表者 印  
 所在地  
 電話番号  
 計量証明事業者の登録番号  
 環境計量士 印

年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により  
 検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。 (検体区分 )

計量の対象	単 位	測定値	定量 下限値	基準値	測 定 方 法
カドミウム	mg/l			0.003	
全シアン	mg/l			不検出	
有機 <sup>りん</sup> 燐	mg/l			不検出	
鉛	mg/l			0.01	
六価クロム	mg/l			0.05	
砒素	mg/l			0.01	
総水銀	mg/l			0.0005	
アルキル水銀	mg/l			不検出	
P C B	mg/l			不検出	
ジクロロメタン	mg/l			0.02	
四塩化炭素	mg/l			0.002	
クロロエチレン	mg/l			0.002	
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	
1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	
トリクロロエチレン	mg/l			0.01	
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002	
チウラム	mg/l			0.006	
シマジン	mg/l			0.003	
チオベンカルブ	mg/l			0.02	
ベンゼン	mg/l			0.01	
セレン	mg/l			0.01	
ふっ素	mg/l			0.8	
ほう素	mg/l			1	
1,4-ジオキサン	mg/l			0.05	
農用地 田に限る	ひ 砒素	mg/kg		15	含 有 試 験
	銅	mg/kg		125	

検体の性状	形 状		色		におい	
-------	-----	--	---	--	-----	--

備考 発生場所： 工事名：  
 発生事業者名：  
 軽量証明の事業の工程の一部を外部の者に行かせた場合の当該行程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地：  
 (注) 電子媒体で交付する計量証明書に対して電子証明書による電子署名とタイムスタンプを付す等、原本性が証明できる場合は押印不要とすることができる。

排水汚染状況測定（濃度）結果証明書

年 月 日

\_\_\_\_\_ 様

発行番号

分析機関名

代 表 者

印

所 在 地

電話番号

計量証明事業者の登録番号

環境計量士

印

年 月 日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。（検体区分 \_\_\_\_\_）

項 目	単 位	測定値	定 量 下限値	測 定 方 法
カドミウム	mg/l			
全 シ ア ン	mg/l			
有 機 燐 <sup>りん</sup>	mg/l			
鉛	mg/l			
六 価 ク ロ ム	mg/l			
砒 ( ひ ) 素	mg/l			
総 水 銀	mg/l			
アルキル水銀	mg/l			
P C B	mg/l			
ジクロロメタン	mg/l			
四 塩 化 炭 素	mg/l			
1,2-ジクロロエタン	mg/l			
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l			
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			
トリクロロエチレン	mg/l			
テトラクロロエチレン	mg/l			
1,3-ジクロロプロペン	mg/l			
チ ウ ラ ム	mg/l			
シ マ ジ ン	mg/l			
チオベンカルブ	mg/l			
ベ ン ゼ ン	mg/l			
セ レ ン	mg/l			
ふ っ 素	mg/l			
ほ う 素	mg/l			
1,4-ジオキサン	mg/l			
銅	mg/l			
浮遊物質量	mg/l			
水素イオン濃度指数	—		—	

備考 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：  
 測定方法は環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定めるものとする。  
 （注）電子媒体で交付する計量証明書に対して電子証明書による電子署名とタイムスタンプを付す等、原本性が証明できる場合は押印不要とすることができる。

## 建設発生土の管理台帳

部長様

所属名 : \_\_\_\_\_

所属長名 : \_\_\_\_\_

3倍値基準の適用土砂等については、下記により適正に処理しましたので報告します。

建設発生土搬出工事内容			
工事名			
請負業者名		現場代理人	
工事場所			
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
発生土土砂量	m <sup>3</sup>	うち搬出土砂量	
搬出年月日	年 月 日	運搬者	

建設発生土適正処理工事内容			
工事名			
請負業者名		現場代理人	
工事場所			
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
搬入年月日	年 月 日	残土処理量	m <sup>3</sup>

確認事項	事前調査の実施状況	受入土砂等の地質分析	有 無	表土の地質分析	有 無	水質検査の状況	有 無	
	事後調査の実施状況	観測井の設置状況		有 無	地下水位の状況	GL-	m	
	採用した地下水を汚染させない工法							
	計画施設名				土地の用途			

- (注1) 本書と共に提出するもの
1. 地質分析(濃度)結果に係る証明書
  2. 水質分析結果に係る証明書
  3. 埋設位置が特定できる案内図, 平面図, 断面図
- (注2) 本書は所属長までの決裁を必要とする。

## 別表第1

## 埋立て等に使用される土砂等の安全基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003mg以下	日本産業規格K0102の55.2、55.3または55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102の38に定める方法(日本産業規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01mg以下	日本産業規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05mg以下	日本産業規格K0102の65.2(日本産業規格K0102の65.2.7を除く。)に定める方法
砒素	検液1リットルにつき0.01mg以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合あつては、試料1kgにつき15mg未満	検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料1kgにつき125mg未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02mg以下	日本産業規格K0125の5.1.5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002mg以下	日本産業規格K0125の5.1.5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002mg以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004mg以下	日本産業規格K0125の5.1.5.2,5.3.1又は5.3.2に定める方法

項 目	基 準 値	測 定 方 法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1mg以下	日本産業規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04mg以下	シス体 日本産業規格K0125の5.1,5.2,5.3.2に定める方法 トランス体 日本産業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1mg以下	日本産業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006mg以下	日本産業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01mg以下	日本産業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01mg以下	日本産業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002mg以下	日本産業規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01mg以下	日本産業規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01mg以下	日本産業規格K0102の67.2,67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8mg以下	日本産業規格K0102の34.1(日本産業規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4に定める方法又は日本産業規格K0102の34.1.1c)に定める方法及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1mg以下	日本産業規格K0102の47.1,47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。  
この場合においては、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
  - 2 公共事業(県条例第十条第一号に規定する公共事業をいう。)のうち知事が別に定める種類の事業による土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、当該土砂等の埋立て等が行われている間及び当該土砂等の埋立て等が完了した後において地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるものとして、事前に知事の承認を受けたときの当該土砂等の埋立て等に使用される土砂等の砒素、ふっ素、ほう素に係る基準値の欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液1リットルにつき0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
  - 3 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
  - 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
  - 5 六価クロムの項目について、日本産業規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格K0170.7の7に定める操作を行うものとする。
  - 6 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1,5.2,5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1,5.2,又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
  - 7 ふっ素の項目の測定方法については、次のとおりとする。
    - イ 日本産業規格K0102の34.4に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。
    - ロ 日本産業規格K0102の34.1.1c)に定める方法にあつては、注(2)第3文及び日本産業規格K0102の34の備考一を除くこととし、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができるものとする。
- 注)備考2の知事が別に定める種類の事業とは、次の各号に掲げる事業のうち、県内で発生した土砂等の埋立て等を行うものをいう
- 一 土地の売却を事業の目的又は計画としていない公共事業
  - 二 土地の売却を事業の目的又は計画としている公共事業にあつては、土地の売却後においても、地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるもの。

別表第2

構造上の基準

1 埋立て等の場合

- (1) 事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- (2) 著しく傾斜をしている土地に埋立て等を行う場合は、のり面の崩壊を防止するため、当該土地の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- (3) 埋立て等の高さ(埋立て等により生じたのり面の最下部と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面のこう配は、下記の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該のり面のこう配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		埋立て等の高さ		のり面のこう配
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成30年建設省令第19号)別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算(以下「安定計算」という。)を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保されるこう配
	その他	10m以下		垂直1mに対する水平距離が1.8m(埋立て等の高さが5m以下の場合にあっては1.5m)以上のこう配
	その他	5m以下		垂直1mに対する水平距離が1.5m以上のこう配
その他		安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保されるこう配

- (4) 擁壁を用いる場合の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。
- (5) 埋立て等の高さが5m以上である場合にあっては、埋立て等の高さが5mごとに幅が1m以上の段をもうけ、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝等の施設が設置されていること。
- (6) 事業区域の完了後の地盤に雨水その他の地表の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- (7) のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹きつけ等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。

- (8) 事業区域(のり面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

2 別表2-1(仮置きをする場合)

- (1) 事業場の隣接地と事業区域との間に、下表の左欄に掲げる事業区域の面積の区分に応じ、右欄に定める幅の安全地帯が設置されていること。

5,000㎡未満	4 m以上
5,000㎡以上1ha未満	6 m以上
1ha以上3ha未満	10 m以上
3ha以上5ha未満	14 m以上
5ha以上10ha未満	18 m以上
10ha以上15ha未満	24 m以上
15ha以上20ha未満	27 m以上
20ha以上	30 m以上

- (2) 土砂等のたい積が最大となった場合、当該たい積の高さ(のり面の最下部と最上部の高低差をいう。)が5m以下であること。
- (3) 土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直1mに対する水平距離が1.8m以上のこう配であること。



## 別表第3

### 試料の採取方法

#### 1 搬出する土砂等の採取方法

- イ 検査のための試料は、埋立て等に使用しようとする土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等の量がおおむね5,000m<sup>3</sup>につき1点の割合で採取すること。  
ただし、採取場ごとに1試料は採取するものとする。
- ロ 検査のための試料は埋立て等に使用される土砂等の土質ごとに採取した土砂等を混合して1試料とする。

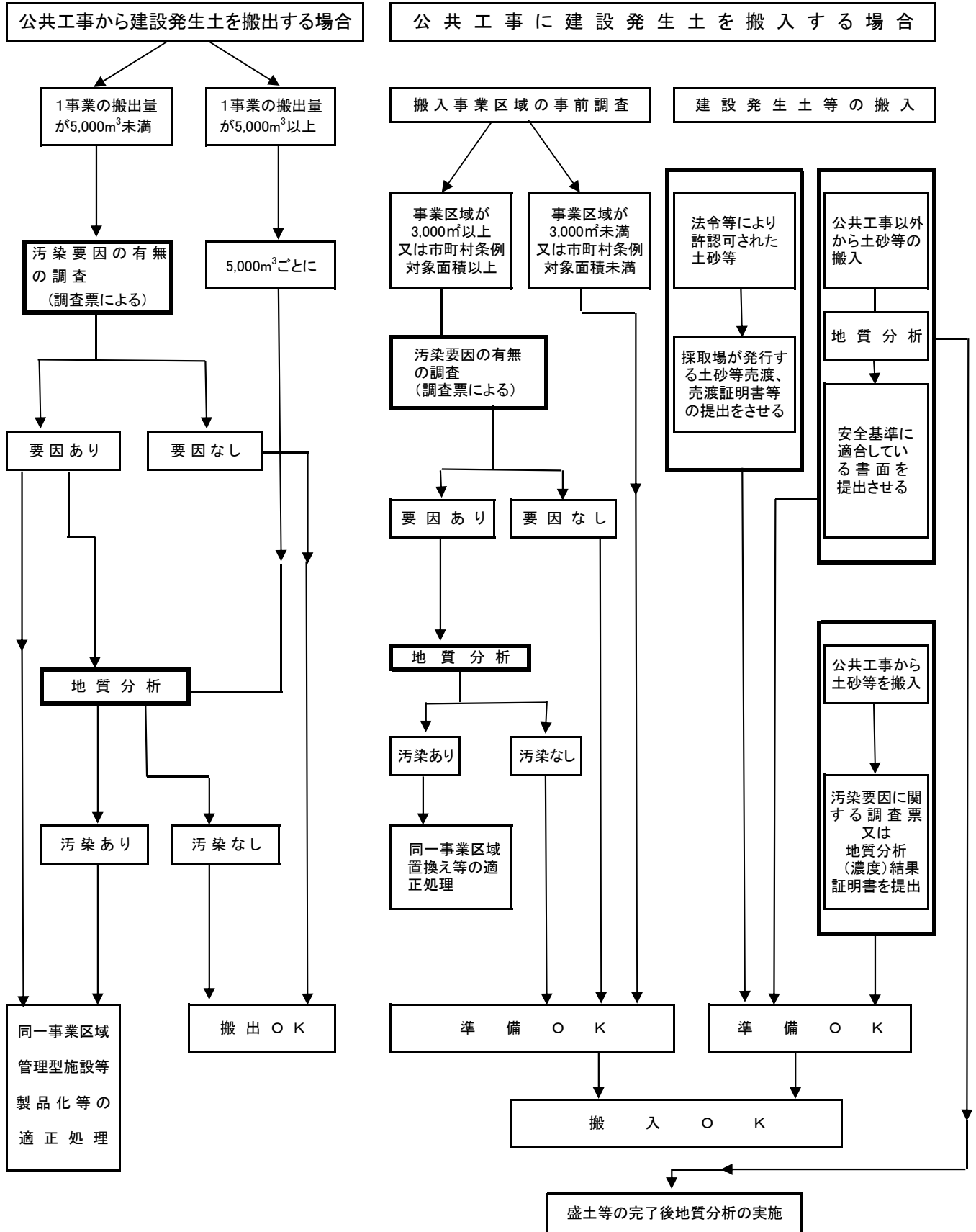
#### 2 3,000m<sup>2</sup>以上の事業区域に土砂等を搬入する場合の表土の採取及び搬入された土砂等の採取方法

- イ 地質分析のための試料とする表土の採取は、下表の左欄に掲げる事業区域の面積に応じ、それぞれ右欄に掲げる数以上の区域に等分して行うこと。

事業区域の面積	区域の区分数
1ha未満	2
1ha以上 2ha未満	3
2ha以上 3ha未満	4
3ha以上 4ha未満	5
4ha以上 5ha未満	6
5ha以上 6ha未満	7
6ha以上 7ha未満	8
7ha以上 8ha未満	9
8ha以上 9ha未満	10
9ha以上 10ha未満	11
10ha以上	12

- ロ 搬入された土砂等が安全基準に適合している旨を確認するため、盛土が完了した場合の表土の採取は、事業区域を3,000m<sup>2</sup>以内の区域に等分して行うこと。
- ハ 検査のための試料とする土砂等の採取は、イ及びロにより区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交互に直角に交わる二直線上の当該中央地点から5mから10mまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点)の地表から15cmまでの土壌について行うこと。
- ニ ハにより採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、イ及びロにより区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。  
ただし、知事が承認した場合にあつては、3,000m<sup>2</sup>の区域に区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し1試料とすることができる。

# 建設発生土管理基準フロー



建設発生土の搬出・搬入管理調書を作成する。3年間保存

## 特に留意する業種

工場・事業場用地又は工場・事業場として使用した土地及び跡地のうち特に留意する業種として次のものがある。

産業分類中分類		産業分類小分類		産業分類細分類	
木材・木製品製造業	13	その他の木製品製造業	169	木材薬品処理業	1691
パルプ・紙・紙加工品製造業	15				
出版・印刷・同関連産業	16				
化学工業	17	化学肥料製造業	171		
		無機化学工業製品製造業	172		
		有機化学工業製品製造業	173		
		油脂加工製品・石けん・合成洗剤・ 界面活性剤・塗料製造業	175	塗料製造業 印刷インキ製造業	1754
		医薬品製造業	176		
		化粧品・歯磨・その他の化粧用調 整品製造業	177		
		その他の化学工業		農薬製造業	1792
石油製品、石炭製品製造業	18	石油精製業	181		
		潤滑油・グリース製造業	182		
		コークス製造業	183		
		舗装材料製造業	184		
		その他の石油・石炭製品製造業	189	廃油再生業	1899
なめし皮・同製品・毛皮製造業	21	なめし皮製造業	211		
窯業・土石製品製造業	22	ガラス・同製品製造業	221		
		セメント・同製品製造業	222		
		その他の窯業・土石製品製造業	229		
鉄鋼業	23				
非鉄金属製造業	24				
金属製品製造業	25				
一般機械器具製造業	26				
電気機械器具製造業	27				
情報通信機械器具製造業	28				
電子部品・デバイス製造業	29				
輸送用機械器具製造業	30				
精密機械器具製造業	31				
その他の製造業	32	貴金属製品製造業	341	貴金属製品製造業	3411
水道業	36	下水道業	363	下水道処理場	3631
宿泊業	72	旅館、ホテル	721	温泉旅館	7211
医療業	73	病院	731		
		診療所	732		
洗濯・理容・美容・浴場業	82	洗濯業	821	クリーニング業	8211
その他の生活関連サービス業	83	他に分類されない生活関連サービス業	839	写真現像・焼付け業	8393
廃棄物処理業	85	一般廃棄物処理業	851	ごみ処分業	8516
		産業廃棄物処理業	852	産業廃棄物処分業	8522
自動車整備業	86				
機械等修理業	87				

※ 本表は総務省統計局編集の日本標準産業分類に基づく

本表の業種名を選択し、汚染要因の確認調書の業種分類欄に細分類から順次該当するものを記載する。

県条例第10条第1号のその他規則で定める公共的団体の範囲

- 1 独立行政法人都市再生機構, 国立研究開発法人森林研究・整備機構, 独立行政法人水資源機構, 東日本高速道路株式会社, 首都高速道路株式会社, 中日本高速道路株式会社, 西日本高速道路株式会社, 日本下水道事業団, 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構, 成田国際空港株式会社, 独立行政法人空港周辺整備機構, 独立行政法人労働者健康安全機構, 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 2 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社
- 3 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社
- 4 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- 5 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区
- 6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- 7 地方公共団体がその資本金, 基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして知事の認可を受けた者

# 地下水砒素濃度分布図

